

# 文京区立小日向台町小学校 父母と先生の会会則

## 第一章 総 則

- 第 1 条 この会は小日向台町小学校父母と先生の会といい、その事務所を学校内におく。
- 第 2 条 この会は保護者と先生が協力して、学校、家庭、社会における児童の健全な発達と幸福をはかることを目的とする。

## 第二章 活 動 方 針

- 第 3 条 前条の目的を達するために、この会は次の方針を以て活動する。
- 1 子どもの健康、安全、福祉を増進する。
  - 2 子どもの学校、社会における教育的環境をよくするよう努める。
  - 3 会員相互の親和を深め、家庭教育、学校教育を理解するよう努める。

## 第三章 会 員 及 び 会 費

- 第 4 条 この会の会員となることができる者は、次の各号の一つにあたるものとする。
- 1 小日向台町小学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者（以下「保護者会員」という。）
  - 2 小日向台町小学校の教職員（以下「教職員会員」という。）
  - 3 この会の主旨に賛同する者
- ただし、第 3 号に該当する者の入会は、運営委員会の承認を経るものとする。
- 第 5 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。
- 第 6 条 この会の会員は次の会費を納めるものとする。
- 1 会費は、保護者会員については、一世帯あたり年額 6,000 円、教職員会員及び第 4 条第 3 号に規定する者については、一人あたり年額 6,000 円とする。
  - 2 前項の会費の金額は、この会の当該年度の支出予定額が収入予定額を下回る等の理由により、運営委員会の承認を経て、当該年度の会費の金額を減額することができる。
  - 3 PTA 総合補償制度の保険掛金を会費全体から負担するものとする。
  - 4 会員であって特別の事情のある者は運営委員会の承認を経て、会費を減免することができる。

## 第四章 役 員 及 び 委 員

- 第 7 条 1 この会には次の役員をおく。
- 会長 1 名（保護者会員）
- 副会長 2 名以上（保護者会員 1 名以上、教職員会員 1 名）

書記 2 名以上（保護者会員 1 名以上、教職員会員 1 名）

会計 2 名以上（保護者会員 1 名以上、教職員会員 1 名）

- 2 役員の任期は 1 年とする。ただし、同じ役職に重任しても差支えない。
- 3 重任できる期間は、会長 3 年、その他の役員 2 年を最長とする。
- 4 役員は、引続いて他の役職に選任されることができる。ただし、役員の職にあることが通算して 4 年を超えてはならない。
- 5 役員は、次年度の役員が就任するまで、その任にあるものとする。

第 8 条 役員は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表して会務を統理する。また、総会及び運営委員会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があり任務遂行が困難な時はその任務を代行する。
- 3 書記は、庶務を担当し、記録、通信、資料の保管等にあたる。
- 4 会計は、経理事務を担当し、予算案を作成し、決算を行う。

第 9 条 役員は、総会で選出される。

- 第 10 条
- 1 この会には会計監査 4 名（保護者会員 2 名、教職員会員 2 名）をおく。
  - 2 会計監査は、この会の会計を監査し、定期総会において監査報告を行う。
  - 3 会計監査の選出方法及び任期は、役員に準ずる。
  - 4 会計監査は、この会の役員及び委員を兼ねることはできない。

## 第五章 総会ならびに委員会

- 第 11 条
- 1 総会は、全会員をもって構成されるこの会の最高意思決定機関である。
  - 2 定期総会は、毎年 5 月頃に年 1 回開催する。
  - 3 総会は、対面又は書面若しくは電磁的方法により審議と議決を行う形式（以下「書面による総会」といい、対面による総会と書面による総会を総称して「総会」という。）で開催することができる。
  - 4 定期総会では、前年度決算の承認並びに役員・会計監査の選出、年度活動計画・予算その他重要事項の審議及び議決を行うものとする。
  - 5 総会は、会長が招集する。会長は、臨時総会を開くことができる。
  - 6 会員が総会において有する議決権は、保護者会員にあつては 1 世帯につき 1 個、教職員会員及び第 4 条第 3 号に規定する者にあつては 1 人につき 1 個とする。
  - 7 総会の定足数は、議決権総数の 2 分の 1 以上の出席（議決権行使書及び委任状の提出を含み、電磁的方法によるものも含む。以下同じ。）又は書面による総会の場合は議決権総数の 2 分の 1 以上の議決権行使を要することとし、行使された議決権数の過半数の同意により可決される。
  - 8 書面による総会を開催する場合、会員は、会長が定める方法により、事前に総会議案に対する質問をすることができ、会長は速やかに回答するものとする。

- 第 12 条
- 1 運営委員会は、役員、各専門委員長、学校長をもって構成されるこの会の意思決定機関である。
  - 2 運営委員会は、各学期 1 回以上開くことを原則とする。

- 3 運営委員会は、この会則に別途規定された事項の他この会の運営、活動に関する必要事項を決定することができる。
- 4 運営委員会は、運営委員の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き、また、議決することができない。
- 5 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意で決する。

#### 第 13 条

- 1 学年学級代表・広報委員会・校外生活委員会・サークルサポート委員会及びコードモスマイルイベント委員会を常設の専門委員会とする。
- 2 会長は、運営委員会の承認を得て、新たな専門委員会を設け、また、常設の専門委員会を廃止することができる。
- 3 専門委員は、立候補に基づき各専門委員会において選出される。ただし、各専門委員会には、保護者会員と教職員会員のいずれもが含まれていなければならない。
- 4 各専門委員会は、専門委員間の互選により委員長を選出する。
- 5 専門委員の任期は1年とする。ただし、2年を上限として重任を妨げない。また、専門委員は、引続いて他の専門委員に選任されることができる。ただし、専門委員の職にあることが連続し、通算して4年を超えてはならない。
- 6 各専門委員会は、年度毎に活動計画と予算を作成し、運営委員会の承認を得て、これを執行する。各専門委員会の活動はおおむね次のとおりとする。
  - (1) 学年学級代表委員会  
情報の共有及びクラスの親睦に努める。
  - (2) 広報委員会  
機関誌“こひなた”の発行を中心にPTA活動の広報を行う。
  - (3) 校外生活委員会  
地域における児童の自主的な生活活動の育成につとめ児童の健康と安全をはかる。そのために関係外部団体と連絡、協力する。
  - (4) サークルサポート委員会  
次条に定めるサークル活動の育成と支援を行う。
  - (5) コドモスマイルイベント委員会  
児童及び保護者が共に楽しめるイベントや行事の企画・運営にあたる。

### 第六章 サークル活動

#### 第 14 条

- 会員は第二章に基づき、サークル活動を行う事ができる。
- 1 サークル活動は、会員相互の親睦を図りPTA活動の理解を深めることを目的とする。
  - 2 趣味を同じくする会員の自主的な参加により文化・芸術・スポーツ等の活動を行う。
  - 3 サークルは、5名以上の会員で構成する。
  - 4 サークルは、運営委員会で審議し、承認を得て発足できる。

### 第七章 個人情報保護

#### 第 15 条

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については

「個人情報取扱いに関する基本方針と取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第八章 会 計

- 第 16 条 この会の経費は会費、寄付金及び事業収入等を以てこれにあてる。  
 第 17 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以て終わる。

### 付 則

- 第 18 条 この会は政治に関与したり、学校行政に立ち入らないように留意する。  
 第 19 条 この会則の変更は総会の議決による。  
 第 20 条 この会は必要に応じ運営委員会において細則を定めることができる。  
 第 21 条 この会則は総会において議決後即日効力を発効する。

#### 追加、改正などの履歴

H15.5.14	第 6 条 2	追加
H18.3.3	第 10 条、第 14 条	一部改正
	第 15 条 2 (3)	追加
H22.3.6	第 7 条、第 15 条	一部改正、追加
	第 14 条	一部改正
	第 16 条 3	第 15 条 (1) ～移動
H25.3.1	第 7 条	一部改正
H26.5.10	第 5 条、第 8 条 2、第 13 条 1	一部改正
H28.3.4	第 10 条、第 13 条 2、第 14 条 1、(4)	一部改正
H30.3.2	第 10 条、第 14 条 1	一部改正
	第 19 条、第 20 条	追加
	第 15 条	一部改正
H31.3.1	第 3 条冒頭、第 10 条、第 13 条 2、第 14 条冒頭及び 1、 第 15 条 2	一部改正
	第 14 条 2、第 16 条	削除
R2.3.5	第 6 条 2～4、第 10 条 (5)、第 14 条冒頭及び 1、第 15 条 2 (5)	追加 (第 6 条 2)、一 部改正
R2.7.20	第 6 条 3	一部改正
R3.3.4	第 10 条 第 4 条 第 12 条	一部改正 (1) ～ (5) 削除 一部追加 一部改正

R5.5.20	<p>第1条、第3条、第6条</p> <p>第4条</p> <p>第7条ないし第9条</p> <p>第10条</p> <p>旧第11条（第10条）ないし旧第14条（第13条）</p> <p>旧第15条ないし旧第17条</p>	<p>一部改正（文言修正）</p> <p>一部改正（但書追加）</p> <p>一部改正</p> <p>削除（一部は第12条（旧第13条）に統合）</p> <p>一部改正</p> <p>削除（一部は第13条（旧第14条）に統合）</p>
---------	--	---